

東日本大震災復興と都市計画法制

樺島 徹

復興に関する都市計画関係立法

○市街地災害の復興：都市計画制度の発動場面として大きな意味

・都市計画法 都市計画区域要件（町村）

○二度にわたる「特別都市計画法＋」

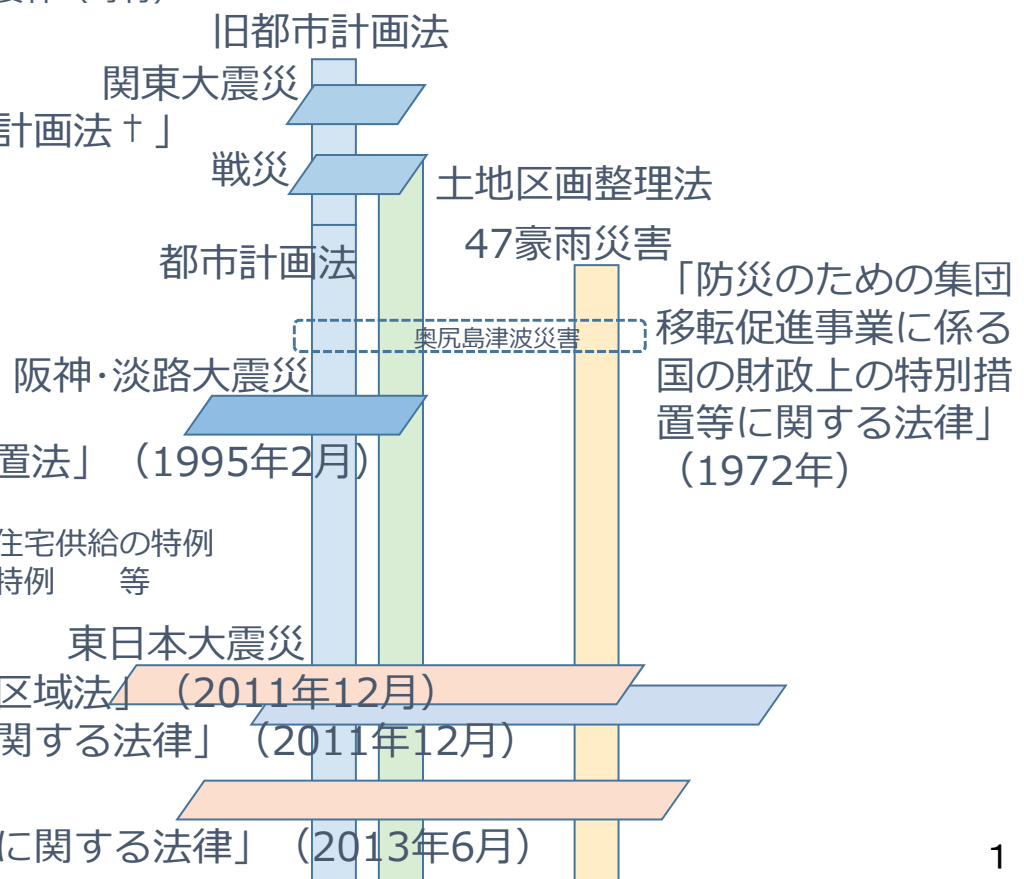
○「被災市街地復興特別措置法」（1995年2月）

・被災市街地復興推進地域
・土地区画整理事業における住宅供給の特例
・災害公営住宅の入居基準の特例 等

○「東日本大震災復興特別区域法」（2011年12月）

○「津波防災地域づくりに関する法律」（2011年12月）

○「大規模災害からの復興に関する法律」（2013年6月）



東日本大震災復興特別区域制度

根拠：東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）

復興特別区域基本方針（閣議決定）

地域の発意・創意工夫により、地域限定の思い切った措置（税・財政・金融上の特例や規制・手続の特例）を総合的にワンストップで適用

対象区域：東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域等で以下の計画が策定された区域

税制、金融、規制等の特例
（復興推進計画）

計画主体：県・市町村が単独又は共同

被災地の土地利用再編
（復興整備計画）

計画主体：市町村が単独又は県と共同

復興交付金
（復興交付金事業計画）

計画主体：市町村が単独又は県と共同

復興整備協議会（関係県・市町村等）

必要に応じて国や学識経験者等が協議会の構成員として加わり、協議・同意を経て、計画を確定

計画の公表（特例の発効）

事業の実施・特例の適用

土地利用再編の特例（主なもの）

事業実施に必要な許可の基準、事業要件等の緩和

- ・市街化調整区域における開発行為、農地転用等について特例的に許可
- ・市街化調整区域における地方公共団体による土地区画整理事業の実施
- ・防災集団移転促進事業の拡充
- ・県営土地改良事業の拡充

事業実施に必要な複数の許可手続等のワンストップ化

- ・開発行為、農地転用の許可手続
- ・都市計画、農用地利用計画等の決定・変更手続
- ・集団移転促進事業、土地改良事業等の事業計画の作成手続

用地確保の円滑化

- ・土地収用手続の更なる迅速化
 - 事業認定手続短縮
 - 裁決申請と土地調書等確定の並行処理
 - 土地収用法の緊急使用による工事着手前倒し
- ・収用対象となる集団住宅整備の拡大（50戸以上→5戸以上）

2

東日本大震災復興特別区域法 都市計画の側から読み解く3つのキーワード

「特区」：計画面

「復興交付金」：財源・事業実施可能性面

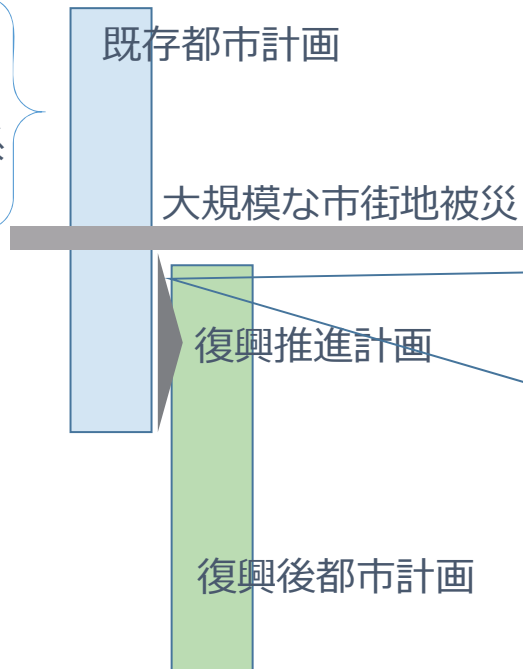
「先導拠点」：事業手法面

3

「特区」：計画面

- 「復興整備計画」：土地利用・事業面では農業関係も含めたワンストップ化
- 「既存の都市計画の大胆な置き換え手法」としての意味

マスタープラン
「人口フレーム」
「固い」計画体系
(上位・下位)



「人口フレーム」：
最初から決められるか
(大規模災害からの復興に
関する法律)

「計画の揺らぎ」：
動的なプランニング理論
の必要性

4

「復興交付金」：財源・事業実施可能性面

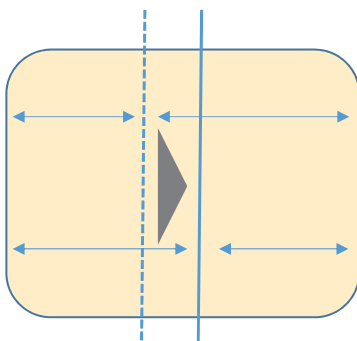
- 「復興交付金」「取り崩し型復興基金」：現場の問題の解決に貢献
- 「交付金」の性格：使途の自由度・裁量性を強調



「総額の決定原理」「配分原理」が問題になり得る。



「何にでも使える」：
A市・B市・C町の配分額決
定の根拠は？
総額は何で決まる？



「総額 < 需要額」の場合：
何か膨張すれば、他を圧
迫する。

復興交付金

総額の決定や配分へ
の都市計画部門の関
わりの薄さ

見積り能力を厳しく問われ
ずに済んだ面
→ステイタスの低下？



「ハードを含む見積り
能力の向上」

「財源の議論と都市計
画の視点が結び付いて
いること」

5

「先導拠点」：事業手法面

○土地区画整理事業

- ・総合的手法（「市街地開発事業」）
実態的には先買いなど他手法との組み合わせが必須
- ・私有地の復興を公的に助成する枠組の一つ

○「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」等

- ・「都市施設」
- ・面整備事業第二号？

「最初に全体像を決めて全部やりきる」事業

- ・施行地区の伸縮が困難
- ・全体完成（清算）に時間を要する
- ・権利処理は集団的一括一体的に行われる（換地処分）ので個別調整に追従しにくい
- ・土地利用転換が著しい場合には、権利の交換はかえって複雑

（参考）昭和44年収用型再開発を廃止
→昭和51年第二種市街地再開発事業

元々のコンセプトは「小規模で機動性を重視」

- ・小さく始めて拡張
- ・仮設市街地のように復興の進捗に応じて用途が遷移
などの更なる手法開発の余地

6

東日本大震災の特徴 既往の大災害との比較（例）

A 「戸建て」「持家」のウエイト

- ・仮設住宅確保の場面を除けば、「戸建て」「持家」のウエイトが高かった
- ・裏返せば、「マンション」「借家人対策」は、あまり前面に浮上しなかった
- ・「自主再建」の交通整理の必要を念頭に置いた分析や計画論は？

B 「現地再建」が自明か

- ・現地再建が必ずしも自明でなかった
- ・集団移転促進事業がそれまでの実績に比べても極めて大規模に実施された
- ・移転元・移転先とも、大規模な土地造成が必要

C 「土地利用需要」

- ・既往の市街地大災害では、復興事業対象地の土地利用需要が不足するという経験がなかった
- ・人口減少圧力の高い地域特有の課題
- ・コンパクトシティの外側の土地管理との共通性・示唆

7